

2015年3月18日

エコマーク商品類型 No.152「テレビ Version1.0」認定基準の 省エネ基準の部分改定について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

エコマーク商品類型 No.152「テレビ Version1.0」認定基準のうち、「4-1-2.地球温暖化の防止」として設定している省エネルギーの基準については、省エネ法に基づいた基準を(8)項として採用している。2014年6月6日に小売事業者が表示する統一省エネラベルに関する「多段階評価基準」が改正(2014年5月27日公布)となったが、「2015年1月時点の受信機型サイズによる多段階評価の分布状況を確認し、再度検討すること」を条件に、エコマーク当該基準項目については、2011年4月改訂版の基準をそのまま運用してきた(以下、理由)。

<2014年6月6日時点の理由>

- ・ 「小売事業者が表示する統一省エネラベルに関する「多段階評価基準の改正について(案)」に対する意見募集について」の開始(2014年4月17日)から施行(2014年6月6日)までの期間が短いことを考慮し、事業者が新エコマーク基準に対応するための期間を確保する。
- ・ 本項後段の基準の見直しにあたって、最新の市場状況の把握・分析と利害関係者による協議を行う必要がある。

グリーン購入法の判断の基準も改定され、最新の「省エネ性能カタログ 2014年冬版」(経済産業省 資源エネルギー庁発行・2014年12月)の多段階評価による分布状況を確認のうえ、37V 以上に関しては、以下のように改定する。なお、グリーン購入法では、1年間の経過措置を設け、多段階評価(2014年6月施行)で3つ星相当以上(149%以上)でもよいこととなっている。4つ星相当以上(198%以上)の基準に変更する場合には、37V未滿の機器は極端に適合率が低いため、当面の間、現行の多段階評価(2011年4月施行)の5つ星相当以上(155%以上)とし、今後の経過を見ながら改定を実施することとした。

<エコマークの基準設定レベルに関する考え方>

- ・ **エコマークの基準設定は、市場の上位2割程度が適合するレベルとする。**
- ・ **エコマーク基準は、グリーン購入法よりも同等以上の基準を設定する。**

1. 改定箇所

追加(下線部:)、削除(見えけし:)

4-1. 環境に関する基準と証明方法

4-1-2 地球温暖化の防止

(8) 製品の省エネルギー基準達成率は、申込時点における経済産業省告示「エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置」の多段階評価(2014年6月施行)で5つ星相当であること。**ただし、受信機型サイズ37V型未滿の製品は、多段階評価(2011年4月施行)5つ星相当以上であることでもよい。**

なお、チューナーセパレートタイプについては、多段階評価(2011年4月施行)で4つ星相当以上であること。

ただし、有機 EL テレビについては、経済産業省告示「テレビジョン受信機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」1.(4)の基準を暫定的に適用することとし、動画表示の区分は「液晶4倍速又はプラズマ」(19V型未滿は、「液晶倍速」)とする。

また、多段階評価基準の改正、または目標年度 2012 年度以降の判断の基準等が発効された場

合には、本項目を見直すこととする。

2. 改定日：2015年7月1日

3. 改定理由

1) 適合率に関するデータについて

『小売事業者が表示する統一省エネラベルに関する「多段階評価基準の改正について(案)」について(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000112319>)』資料では、以下の通り。

(参考)テレビジョン受信機の現行基準と新基準(案)の達成率分布の比較

《現行基準》

多段階評価	省エネ基準達成率	平成25年10月 時点		
		機種数	割合	累計
★★★★★	155%以上	227	32.1%	32.1%
★★★★	128%以上 155%未満	133	18.8%	50.9%
★★★	100%以上 128%未満	249	35.2%	86.1%
★★	70%以上 100%未満	89	12.6%	98.7%
★	70%未満	9	1.3%	100%
トップランナー基準達成機種割合(3つ星以上)		86.1%		

《新基準(案)》

多段階評価	省エネ基準達成率	平成25年10月 時点		
		機種数	割合	累計
★★★★★	246%以上	17	2.4%	2.4%
★★★★	198%以上 246%未満	67	9.5%	11.9%
★★★	149%以上 198%未満	163	23.1%	35.0%
★★	100%以上 149%未満	362	51.2%	86.2%
★	100%未満	98	13.9%	100%
トップランナー基準達成機種割合(2つ星以上)		86.1%		

※ 類型は事務局が追記。

2014年5月末時点、2014年12月時点の適合率(全受信機型サイズ)は以下の通り(省エネ性能カタログ、情報サイトより事務局まとめ)。

全受信機型サイズでは、2014年5月と12月でそれほど差はないものの、4★が28%を超えている。

●省エネ性能カタログ2013年冬版(2013年12月)、および2013年冬版発行以降に省エネ型製品情報サイトに掲載分(2014年5月末時点)

多段階評価	省エネ基準達成率	平成26年5月末 時点		
		機種数	割合	累計
★★★★★	246%以上	38	8.6%	8.6%
★★★★	198%以上 246%未満	89	20.2%	28.9%
★★★	149%以上 198%未満	122	27.7%	56.6%
★★	100%以上 149%未満	181	41.1%	97.7%
★	100%未満	10	2.3%	100%
		440		

●省エネ性能カタログ2014年冬版(2014年12月)掲載分

多段階評価	省エネ基準達成率	平成26年12月 時点		
		機種数	割合	累計
★★★★★	246%以上	29	11.7%	11.7%
★★★★	198%以上 246%未満	41	16.6%	28.3%
★★★	149%以上 198%未満	65	26.3%	54.7%
★★	100%以上 149%未満	108	43.7%	98.4%
★	100%未満	4	1.6%	100%
		247		

受信機サイズ区分の適合率については、以下の通り。

37V 型を境に適合率が大きく異なる(大型の液晶テレビは適合率が大幅に向上する)。そのため、5★相当を基準(改定案)とするが、37V 未満の機種に関しては、グリーン購入法でも経過措置期間で従来の基準も認められていることから、当面は現行通りとする。

●省エネ性能カタログ 2013 年冬版(2013 年 12 月)、および 2013 年冬版発行以降に省エネ型製品情報サイトに掲載分(2014 年 5 月末時点)

多段階評価	省エネ基準達成率	液晶						プラズマ		
		32V 以下			37V 以上 50V 未満			全区分		
		機種数	割合	累計	機種数	割合	累計	機種数	割合	累計
★★★★★	246%以上	7	3.5%	3.5%	31	15.8%	15.8%	0	0%	0%
★★★★	198%以上 246%未満	7	3.5%	7.0%	82	41.8%	57.7%	0	0%	0%
★★★	149%以上 198%未満	74	37.0%	44.0%	44	22.4%	80.1%	4	100%	100%
★★	100%以上 149%未満	103	51.5%	95.5%	38	19.4%	99.5%	0	0%	100%
★	100%未満	9	4.5%	100%	1	0.5%	100%	0	0%	100%
	機種数	200			196			4		

●省エネ性能カタログ 2014 年冬(2014 年 12 月)掲載分

多段階評価	省エネ基準達成率	液晶						プラズマ		
		32V 以下			37V 以上			全区分		
		機種数	割合	累計	機種数	割合	累計	機種数	割合	累計
★★★★★	246%以上	3	2.7%	2.7%	26	19.1%	19.1%	0	0%	0%
★★★★	198%以上 246%未満	4	3.6%	6.3%	37	27.2%	46.3%	0	0%	0%
★★★	149%以上 198%未満	38	34.2%	40.5%	27	19.9%	66.2%	0	0%	0%
★★	100%以上 149%未満	63	56.8%	97.3%	45	33.1%	99.3%	0	0%	0%
★	100%未満	3	2.7%	100%	1	0.7%	100%	0	0%	0%
	機種数	111			136			0		

2) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針の見直しへの対応

グリーン購入法の基本方針が 2015 年 2 月に改定され、4★相当以上の基準に変更された(1 年間の経過措置あり)。なお、1 ページ目の基準設定レベルの考え方の通り、エコマークでは、グリーン購入法よりも同等以上の基準を設定することとなっている。

7.9-2 テレビジョン受信機

(1) 品目及び判断の基準等

テレビジョン受信機	<p>【判断の基準】</p> <p>①ブラウン管を有するテレビジョン受信機(以下「ブラウン管テレビ」という。)にあつては、エネルギー消費効率が表 1 に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/118を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。</p> <p>②①液晶パネルを有するテレビジョン受信機(以下「液晶テレビ」という。)又はプラズマディスプレイパネルを有するテレビジョン受信機(以下「プラズマテレビ」という。)にあつては、エネルギー消費効率が表 2 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/428198を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。</p>
-----------	---

備考) 7 判断の基準①については、平成27 年度1 年間は経過措置とし、この期間においては、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/149 を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、経過措置については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

(備考) 7 は、3★相当以上)

以上